

平成 30 年 2 月 26 日

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

全国信用協同組合連合会

本会は、電子決済等代行業者（※）との連携及び協働に係る方針を以下の通り定めます

1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

本会は、地域、業域、職域のコミュニティと共に生き、地域経済の発展や、組合員の生活レベルの向上を参加信用組合と共に図っていますが、その一層の促進に向け、電子決済等代行業者との連携及び協働を実施してまいります。

2. 対象となる信用組合

「協同組合による金融事業に関わる法律」第 6 条の 5 の 5 第 1 項に同意する信用組合
同意する信用組合は別紙のとおり。

3. 参照系オープン API の整備

本会は、電子決済等代行業者が「協同組合による金融事業に関する法律」第 6 条の 5 の 2 第 2 項第 2 号に掲げる行為を行うことができるオープン API について運営面での体制整備については、電子決済等代行業者の今後の登録状況等も勘案したうえで、適切な時期に検討することとします。

4. 更新系オープン API の整備

本会は、電子決済等代行業者が「協同組合による金融事業に関する法律」第 6 条の 5 の 2 第 2 項第 1 号に掲げる行為を行うことができるオープン API の整備については、実施する予定はありません。

5. オープン API に係るシステムの設計、運用及び保守並びにその他の当該整備に係るシステム構築に関する方針

- (1) 本会は、オープン API に係るシステムの整備に当たって、システムの設計、運用及び保守を第三者に委託します。

(2) 採用技術は次を使用します。

- ①「アーキテクチャ・スタイル」：REST
- ②「通信プロトコル」：HTTPs
- ③「データ表現形式」：JSON
- ④「認可プロトコル」：OAuth2.0 認可フレームワーク
- ⑤「バージョン管理」：セマンティック・バージョニング

(3) インターネットバンキングは共同センターを利用します。

6. 連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先

担当部署：全国信用協同組合連合会 システム業務部

電話番号：03-5600-3105

7. その他参考になるべき情報

参照系 API については、インターネットバンキング契約者向け API の使用を予定しています。

対象：流動性預金の残高照会、流動性預金の入出金明細照会

※ 本会が電子決済等代行業者に係る契約を締結する事業者は、別途本会が定め今後公表する「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基準」に合致するものに限るものとする。

以 上

「協同組合による金融事業に関する法律」第6条の5の5第1項に同意する信用組合

金融機関コード	信用組合名
2011	北央信用組合
2063	仙北信用組合
2075	秋田県信用組合
2084	山形中央信用組合
2085	山形第一信用組合
2092	いわき信用組合
2101	茨城県信用組合
2122	真岡信用組合
2125	那須信用組合
2143	あかぎ信用組合
2146	群馬県信用組合
2180	房総信用組合
2184	銚子商工信用組合
2190	君津信用組合
2202	全東栄信用組合
2231	青和信用組合
2235	中ノ郷信用組合
2241	共立信用組合
2243	七島信用組合
2254	第一勸業信用組合
2277	ハナ信用組合
2305	神奈川県歯科医師信用組合
2351	新潟縣信用組合
2360	協栄信用組合
2363	新潟大栄信用組合
2377	山梨県民信用組合
2378	都留信用組合
2390	長野県信用組合
2448	豊橋商工信用組合
2451	愛知県中央信用組合
2470	岐阜商工信用組合
2471	イオ信用組合
2476	飛驒信用組合
2481	益田信用組合
2541	成協信用組合
2549	のぞみ信用組合
2567	近畿産業信用組合
2616	淡陽信用組合
2674	笠岡信用組合
2680	広島市信用組合
2890	鹿児島興業信用組合
2895	奄美信用組合